

アメリカ合衆国

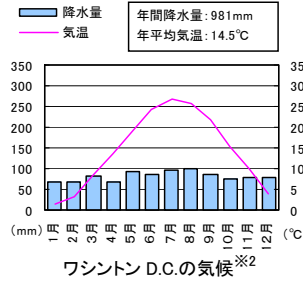
The United States of America

■基本情報

国土面積：9,831,510km² ※1

首都：ワシントン D.C.

気候：湿潤大陸性（北東部～北部）、亜寒帯湿潤（東部～中央部）、温暖湿潤（南東部～南部）、サバナ（フロリダ南端）、ステップ（西部）、砂漠（メキシコ国境付近）、地中海性（太平洋岸南部）、西岸海洋性（太平洋岸北部）、亜寒帯（アラスカ）、温暖（ハワイ）



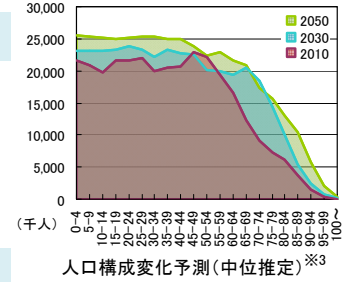
■社会の概況

人口：3億 1,159万人(2011)※1 都市人口比率：82.4%(2011)※1

貧困率（1日\$1.25以下）：－（－）※1

就学率（中等教育）：96%(総就学率・2010)※1

識字率（15歳以上）：－（－）※1



■経済の概況

失業率が高水準であるものの、景気は回復しており、今後数年間はGDP成長率2%程度で推移する見込みである。

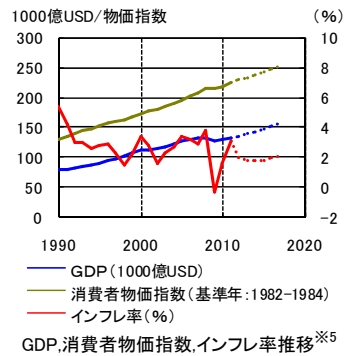
GDP：11兆 7,442億ドル(2011)※1 1人当たりGDP：37,691ドル(2011)※1

GDP成長率：1.7%(2011)※1 所得格差（ジニ係数）：40.8(2000)※1

失業率：9.6%(2010)※1

主要産業：工業、農林業、金融・保険・不動産業、サービス業※4

対日関係：日系進出企業数は7,551社（2011年10月時点）※4



	日本との貿易額(2010年) (億ドル) ※4	品目※4
対日輸出	616	航空機類、半導体等電子部品、科学光学機器、穀物類
対日輸入	1,229	自動車、自動車部品、原動機、映像機器

■水資源の状況

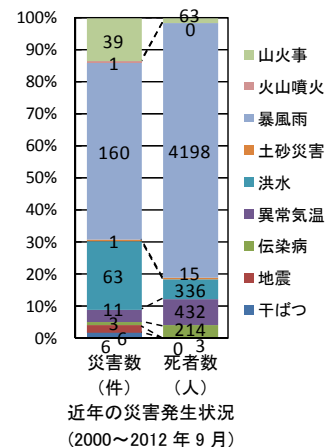
水資源の地域的変動が大きく、特に乾燥地域では、大規模な水資源開発が行われている。ハリケーン等の暴風雨等による被害が多く発生する一方で、2012年は深刻な干ばつにも見舞われている。

水資源の状況※6

	アメリカ	【参考】日本
年間降水量	715mm/年 (2011)	1,668mm/年 (2011)
水資源賦存量	3,069km ³ /年 (2011)	430km ³ /年 (2011)
地表水	2,913km ³ /年 (2011)	420km ³ /年 (2011)
地下水	1,383km ³ /年 (2011)	27km ³ /年 (2011)
1人当たり水資源賦存量	9,802m ³ /人・年 (2011)	3,399m ³ /人・年 (2011)
取水量	478.4km ³ /年 (2005)	90.04km ³ /年 (2001)
農業	40.22% (2005)	63.13% (2001)
工業	46.11% (2005)	17.55% (2001)
水道	13.68% (2005)	19.32% (2001)
1人当たり水使用量	1,583m ³ /人・年 (2005)	714.3m ³ /人・年 (2001)
水資源への負荷※1	15.57% (2005)	20.93% (2001)
水資源の他国依存度※2	8.179% (2011)	—

注1：淡水取水量(取水量－造水量－二次利用水)÷水資源賦存量 注2：国外から得ている水資源賦存量の割合

災害発生状況※7



■上下水道の状況

上水道普及率は92%、下水道普及率は75%。民間参入率は他の先進諸国と比べると比較的低い。海水淡水化の市場はサウジアラビアに次いで世界で2番目に大きい。

改善された水供給へのアクセス率：99%(都市：100%)(2010)^{※8}

改善された衛生施設へのアクセス率：100%(都市：100%)(2010)^{※8}

上水道普及率：92.0%^{※9}

下水道普及率：75.0%^{※9}

上水道管路延長：1,409,000km^{※9}

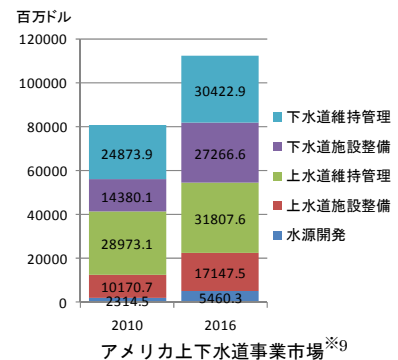
下水道管路延長：1,056,500km^{※9}

上水道民間参入率：15%(2011)^{※10}

下水道民間参入率：7%(2011)^{※10}

造水量：0.58km³/年(2005)^{※6}

上下水道に関する市場規模：807.12億ドル(2010)^{※9}



■水関連法制度・計画

水に関する法律及び計画は州レベルで策定されているが、州を跨ぐ河川の管理等については連邦政府が実施している。連邦政府のうち水資源開発に関して担当しているのは陸軍工兵隊と内務省西部開発局である。

水に関する行政機関：水に携わる連邦機関は数多く、主に水資源開発等を行う機関としては、国防総省陸軍工兵隊と内務省西部開発局がある。水環境関連は、環境保護庁、内務省野生生物局、国立公園局、土地管理局、農務省自然資源保全局、森林局が担当しており、調査・モニタリングは、内務省地理調査所、水力発電はエネルギー省エネルギー規制委員会が担当している。水災害に関しては陸軍工兵隊の他、国土安全保障省の連邦緊急事態管理庁も関わっている。

法制度・計画：

- ・水資源に関する法律は各州政府レベルで定めており、各州で水資源開発・管理計画が策定されている。
- ・陸軍工兵隊により実施される事業については、水資源開発法により定められる。米国議会が水資源開発法を承認することで、陸軍工兵隊がまずはフィージビリティ評価を行い、プロジェクトの費用対効果や連邦政府としての方針が条件と合致することを確認したうえで、事業実施が承認される。

■水ビジネスに関する制度

インフラ分野における PPP 関連制度は州政府によって整備が進められている。上下水道分野における民間参入については、限定的である。

水ビジネス PPP 関連制度：

- ・州政府によってインフラ分野における PPP 関連の制度が異なる。現時点で約半数の州で整備されている。
- ・上下水道事業はほとんどが公共セクターによって実施されており、規制民間事業者によって給水されている人口は8.8%のみ。ほとんどの場合、施設自体は公共セクター（自治体）によって所有されている。
- ・水インフラの財源が不足していることが課題となっているアメリカでは、民間資金の活用が謳われているものの、水セクターが多く機関に分散していることや、古くから多くの公共資金が投じられてきた分野であること、また住民の民営化等への抵抗意識などから、民間の参入はあまり進んでいない。

出典

- ※1) 世界銀行 World Development Index
- ※2) World Meteorological Organization
- ※3) 国連 World Population Prospects, the 2010 Revision
- ※4) 外務省 国・地域別情報
- ※5) IMF World Economic Outlook Database
- ※6) FAO AQUASTAT
- ※7) EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database
- ※8) UNICEF & WHO Progress on Drinking Water and Sanitation 2012 Update
- ※9) Global Water Intelligence, Global Water Market 2011
- ※10) Pinstent Masons Water Yearbook 2011-2012